

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第一回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成19年11月28日（水）13：00～14：50
2. 場所：総務省7階 省議室
3. 出席者：（委員）内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、塩野宏、森戸英幸、柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）増田総務大臣、谷口総務副大臣、藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、中島参事官、西藤参事官

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 総務大臣、副大臣挨拶
- (3) 委員等紹介
- (4) 座長選出
- (5) 検討会の運営について
- (6) 検討会のスケジュールについて
- (7) 国家公務員の退職手当制度の概要について
- (8) 現行の支給制限・返納等の概要について
- (9) 意見交換
- (10) 閉会

5. 議事概要

- (1) 総務大臣、副大臣挨拶

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会の開催に当たり、増田総務大臣及び谷口総務副大臣から挨拶がなされた。

（増田総務大臣挨拶）

- ・ 不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の支給の在り方をめぐっては、不祥事の発覚時点により支給のなされ方に差がある。現行の退職手当返納制度では対応できない事例があることから、本人の意思に左右される自主返納に頼らざるを得ないなどといった国民からの批判がある。これに対しては、退職手当制度本来の趣旨に立ち返り、論点を整理したうえでのしっかりした議論が必要である。
- ・ 委員の皆様には、来年の春を目途に検討会の結論を得ていただき、総務省としては、その結論を踏まえ、国民の目線に立った制度の見直しを行いたい。

（谷口総務副大臣）

- ・ 不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについては、国民から様々な批判を受けているところであり、今回の制度見直しに際しては、行政及び国家公務員に対する信頼の回復という点もご考慮いただきたい。
- ・ また、委員の皆様には、民間企業や地方公共団体における退職金実務制度、退職金の法的性格、個別のケースなどを踏まえた幅広い議論を行っていただきたい。

- (2) 委員等紹介、座長選出、座長代理指名

事務局より、検討会委員の紹介があり、委員の互選により塩野委員が座長に選任され、塩野座長から阪田委員が座長代理に指名された。

(3) 検討会の運営、スケジュール等について

事務局より、検討会の運営及びスケジュール案についての説明がなされ、運営については案のとおりとされ、スケジュールについては概ね了承されたが、今後の検討状況により必要に応じて調整することとされた。委員からのコメントは以下のとおり。

- ・ 民間企業では、退職金制度と企業年金制度が一体となり区別がつきにくい状況になっていることから、関連制度として中小企業退職金共済法だけでなく、確定給付企業年金法についても検討する必要がある。
- ・ 諸外国の制度についても調べる必要がある。
- ・ 恩給制度を引きついで共済制度の三階部分である職域年金については、退職手当と考えることもできる。今回の検討の範囲を明確にする必要がある。
- ・ 報告書のイメージについては、委員の意見を併記する例もあるが、今回は議論を集約して制度の基本的方向性を示すよう心がけたい。

(4) 国家公務員退職手当制度の概要及び現行の支給制限・返納等の概要について
事務局より、資料に沿って説明が行われた後、質疑応答が行われた。

(5) 意見交換

今後の検討課題、論点などについて、意見交換が行われた。委員からの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 恩給制度における支給制限についても調べる必要がある。
- ・ 今回の制度見直しの目的が在職中の不祥事発覚の時点による取り扱いの不公平の是正にあることから、退職後に在職中の不祥事が発覚したにも関わらず、現行の支給制限・返納等が行われなかった事例件数がどの程度あるのか把握できないか。
- ・ 国民の信頼回復という点では、退職手当制度の見直しに併せて、コンプライアンス確保の強化といった、総合的な取組も考える必要がある。
- ・ 退職後に不祥事が発覚した場合と不祥事後、死亡により退職した場合とでは分けて考えるべき。前者は、返納の問題であるが、後者は、返納というより不支給の問題である。
- ・ 不支給の場合は全額であるが、返納の場合は一部返納が認められているといった異なる取扱いについて、経緯を調べる必要がある。

(6) その他

今回は、12月21日（金）に開催することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。